

## 小規模事業者持続化補助金（一般型、コロナ特別対応型）改正概要

### 1. 補助率の引上げ（コロナ特別対応型）

一部の実施類型の補助率引き上げ

類型 A：サプライチェーンの毀損 【2/3のまま変更なし】

- ・外部調達が困難になったため内製化する など

類型 B：非対面型ビジネスモデルへの転換 【2/3⇒3/4へ引き上げ】

- ・店舗販売をしている事業者が、新たに EC 販売、テイクアウトに取り組む
- ・無人レジで対応する、窓口の無人化 など

類型 C：テレワーク環境の整備 【2/3⇒3/4へ引き上げ】

- ・WEB 会議システムの導入、勤怠管理・勤務管理システムの導入 など

既に申請をしている事業者についても、採択後、遡及適用

補助上限額 100 万円は変更なし

### 2. 感染防止対策の定額補助（事業再開枠：一般型、コロナ特別対応型）

感染防止対策として、定額（上限 50 万円）を上乗せ

持続化補助金（一般型）＋定額の感染防止対策

持続化補助金（コロナ特別枠）＋定額の感染防止対策

#### ●補助金の対象となるもの ※5月14日以降の取組が適用

- 消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入、消毒作業の外注、消毒液・アルコール液の購入
  - マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入
  - 清掃作業の外注、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入
  - アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカーの購入、施工
  - 換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入、施工
  - クリーニングの外注、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入、従業員指導等のための専門家活用、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入
  - ポスター、チラシの外注・印刷費（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるものに限る）
- ※消耗品（下線）は、補助対象期間に購入及び使用したものに限ります。なお、「受払簿」等によって、購入日、購入量、使用日、使用量等を管理する必要があります。

定額部分は、総補助金額の 50%まで（補助金の額の 2 倍までで、かつ、50 万円以下）

例① 一般型 30 万円だとしたら 定額部分 30 万円 合計 60 万円

例② コロナ特別枠 70 万円だとしたら 定額部分 50 万円（上限） 合計 120 万円